



# 医科点数表第2章第10部手術の通則の5 及び6に掲げる手術について

【対象期間】2024年1月1日～2024年12月31日

【区分1に分類される手術】

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	14

【区分2に分類される手術】

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	23
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	3
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

【区分3に分類される手術】

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

【区分4に分類される手術】

82

【その他の区分に分類される手術】

手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	42
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含 む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	60
急性心筋梗塞に対するもの	1
不安定狭心症に対するもの	8
その他のもの	51
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術術	153
急性心筋梗塞に対するもの	18
不安定狭心症に対するもの	19
その他のもの	116